

議会改革に関する検討テーマに関する現況等

I 政務活動費の透明性の向上

項 目	現 況・課 題	他県の状況等
<p>1 政務活動費の透明性の向上と県民への積極的な広報</p> <p>(1) 学識経験者等による第三者機関の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)第10条に規定する収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)については、各会派において政務活動に要する経費が条例や「政務活動費の手引」(以下「手引」という。)等に定める範囲に適合しているか内容を確認のうえ、各会派の責任の下、会派代表者の承認を得て議長に提出される。 ・議会事務局では、提出された収支報告書等について条例や手引等に基づき外形的なチェックを行うとともに、会派及び議員の自主性、自律性を尊重しつつ、必要に応じて支出された経費が政務活動費に該当するか会派に対して確認を行いながら審査を行っている(第三者機関は設置していない)。 ・政務活動費の交付に関する審査に当たって、第三者機関としての専門家のチェックを受けることにより客観的視点が導入されることになり、さらなる政務活動費の透明性が確保される。 ・また、専門家による指導・助言及び専門家との意見交換により積極的な政務活動の実施に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で5都道府県が設置 北海道、東京都、大阪府、兵庫県、福岡県 ・東京都の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・名称：東京都議会政務活動費調査等協議会 ・根拠規定：東京都政務活動費の交付に関する条例、東京都議会政務活動費調査等協議会要綱 ・委員の構成：弁護士2名、公認会計士・税理士1名 ・調査審議等の内容 <ul style="list-style-type: none"> ①支出内容の抽出検査 ②政務活動費に関する指導・助言 ③会派との意見交換 等

項 目	現 況・課 題	他県の状況等
(2) 領収書等を添付した収支状況報告書（仮称）の四半期又は半期ごとの提出	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派は、条例第 10 条に基づき、収支報告書等を年度終了後 30 日以内に議長に対して提出しなければならないとされている（年度を分割しての提出は行っていない）。 ・収支報告書等は全会派分を合わせると約 10,000 枚に及ぶうえ、新年度当初に集中して提出されるため議会事務局における審査業務が膨大かつ一定期間に集中している現状にある。 <p style="text-align: center;">※ 収支状況報告書（仮称） 事前に領収書等を提出する際に添付する報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で 8 都道府県において領収書等の事前確認を行っている。 ・近県の例 <ul style="list-style-type: none"> 千葉県：4 ヶ月ごとに領収書等を提出（手引で規定） 東京都：四半期ごとに領収書等を添付した収支状況報告書を提出（条例施行規程で規定）
(3) 政務活動の成果の公表 ※議会基本条例第 16 条 政務活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対して政務活動費の内容を広く周知するため、政務活動費の概要、条例、条例施行規程及び手引をホームページに掲載している（H27. 3～）。 ・政務活動の成果（政務活動費を活用して調査した結果や調査に基づいて政策条例の制定に至った事例、議会の質疑等につなげた事例など）については、報告の義務づけ及び公表を行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国 19 府県で政務活動や県外・海外調査等の報告書を公表し、閲覧等に供している。

II 議会審議・委員会審査の充実

項 目	現 況・課 題	他県の状況等
<p>1 通年会期制度の導入</p> <p>※議会基本条例第7条 議会の会期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年の地方自治法の改正により、現行の定例会・臨時会方式に加え、選択制として、通年会期制を条例により採用することができるようになった。 通年会期等を導入してはどうかとの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通年会期：栃木県，三重県，滋賀県
<p>2 本会議における分割質問方式の検証</p> <p>※議会基本条例第8条 審議等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年第1回定例会から、分割質問方式が導入された。 あらかじめ再質問を想定して行っているようにも見受けられる。 導入後3年を経過したところであり、分割質問方式をより充実したものにするために検証を行う。 <p>(H24.6.15 議運確認事項：再質問は、質問・質疑に対する答弁が不十分、不明確な場合や、答弁の内容に疑問がある場合に、その答弁内容を前提に行うものであり、(中略) また、あらかじめ再質問することを想定して最初の質問を不十分な形で行うことは適当ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 分割質問方式導入：25 府県
<p>3 年間一般質問者枠の拡大及び一般質問日の開議時刻</p> <p>※議会基本条例第8条 審議等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年から、年間一般質問者数を従前の30人から40人に拡大している。 代表質問、一般質問を合わせても、議員全員が年1回質問できる状況にはなっていない。 年間質問者数の増に伴い、2定・4定の一般質問日の開議時刻を午前11時としている。 遠距離からの傍聴者に不便をきたすことから、午後1時開議に戻すべきとの意見がある。 	<p>栃木県：正副議長及び監査委員を除き、代表、一般質問で1議員年1回を確保している。</p> <p>群馬県：正副議長を除き、一般質問で1議員年1回を確保している。</p> <p>千葉県：正副議長を除き、代表、一般質問で1議員年1回を確保している。</p>

項 目	現 況・課 題	他県の状況等
<p>4 委員会におけるIT機器の使用</p> <p>※議会基本条例第8条 審議等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議においてはIT機器の使用を認めていないが、委員会においては、平成24年12月から、PC、タブレットのみ、保存資料の閲覧及びメモ作成に限定して、委員長の許可により使用を認めることを申し合わせている。 ・使用可能機器にスマートフォン等を含めるとともに、議事録検索のためのインターネット接続など、使用できる機能の拡大を求める意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会において、PC、タブレットは、全国13府県で使用可能。使用できる機能を制限している県が多い。 ・スマートフォンは、7県で使用可能。
<p>5 県議会への県民参加</p> <p>(1) 委員会における県民意見の把握</p> <p>※議会基本条例第19条 県民の参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会中委員会において、参考人から意見を聴取している。 ・各常任委員会で県内調査を実施し、県内各地域の課題や先進的事例等について調査を行っている。 ・今後、県内調査の際に、県民との意見交換の機会の確保について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会における県民等からの意見聴取を実施 ：14道府県
<p>(2) 請願者の説明機会の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度により、委員会が必要と認めた場合には、請願者から説明（意見）を求めることが可能であるが、請願者を参考人として招致した事例はない。 ・請願者の説明機会の確保を求める意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請願者の議会における説明：10都県で実施
<p>(3) 委員会の公開</p> <p>※議会基本条例第22条 会議等の公開等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議は原則公開であるが、委員会は、委員長の許可により先着順に一般傍聴を認めている。ただし、議会運営委員会は一般傍聴を認めていない。 ・議会運営委員会も一般傍聴を認めてはどうかとの意見がある。 ・議運室に一般傍聴席を設置する場合、スペースの関係上、数名程度となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議運の一般傍聴を認めないのは、7府県（茨城県、大阪府、岡山県、広島県、香川県、長崎県、熊本県）のみ。 ・傍聴手続で委員長許可又は委員会に諮ることとしている都道府県：17道府県 ・傍聴手続が受付のみの都道府県：22都県

項 目	現 況・課 題	他県の状況等
<p>6 決算特別委員会のあり方の検討</p> <p>※議会基本条例第26条 監視及び評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年第2回定例会に設置，事前準備のための調査等を行った後，第3回定例会に提出される決算認定議案の審査を行っている。 ・平成24年の決算審査から，毎年重点審査項目を設定し，該当する事業について特に重点的に審査を行っている。 ・決算認定にあわせて，政策評価を行ってはどうかとの意見がある。 ・執行部では，外部専門家委員会を活用した政策評価を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価を実施している都道府県議会はない。 ・政令市で唯一さいたま市議会が「決算・行政評価特別委員会」を設置し，平成23，24年度に行政評価を行ったが，25年度は，数字を比較するという手法に変更している。

Ⅲ 議会広報・情報提供の充実

項 目	現 況・課 題	他県の状況等
<p>1 議会ホームページの充実</p> <p>(1) 掲載内容の充実</p> <p>ア 会議録</p> <p>イ 議長交際費</p> <p>ウ 議案に対する議員ごとの採決態度</p> <p>エ 議会中継</p>	<p>※議会HPアクセス件数の推移：②696千件，②586千件，②495千件</p> <p>・本会議，常任委員会及び決算・予算特別委員会は掲載しているが，調査特別委員会（一部を除く。）及び議会運営委員会の記録は掲載していない。</p> <p>・掲載していない。（知事交際費は県HPに掲載）</p> <p>・会派ごとの採決態度を掲載している。 （議員ごとの採決態度は非掲載） ※前回の検討会議において，議員ごとの採決態度について検討すべきとの意見あり。</p> <p>・本会議及び予算特別委員会を中継している。（常任委員会は未実施） ・設備，経費の確保が必要となる。</p>	<p>・本会議：全都道府県で掲載</p> <p>・常任委員会：42 都道府県で掲載</p> <p>・特別委員会：39 都道府県で掲載</p> <p>・議会運営委員会：18 府県で掲載</p> <p>・34 都府県で掲載</p> <p>・会派ごと：17 都府県で掲載</p> <p>・議員ごと：19 県で掲載</p> <p>・常任委員会：10 府県で中継</p> <p>・予算特別委員会：25 都道府県で中継</p> <p>・決算特別委員会：15 都府県で中継</p> <p>・議会運営委員会：1 県（三重県）で中継 ※年4回</p>
<p>(2) スマートフォン等への対応の強化</p> <p>※議会基本条例第21条 広報広聴活動の充実</p> <p>※議会基本条例第22条 会議等の公開等</p>	<p>・レスポンス・ウェブデザインに対応していない。</p> <p>・議会中継（生中継・録画中継）映像について，スマートフォン等では視聴できない。</p> <p>・「いばキラTV」による議会の生中継は，スマートフォン等での視聴も可能となっている。</p>	<p>・レスポンス・ウェブデザイン：14 都府県で導入</p> <p>・議会中継：15 都府県で導入</p>

項 目	現 況・課 題	他県の状況等
<p>2 若者の政治離れ・選挙権年齢引下げへの対応</p> <p>(1) 県内大学・短大・高校への「県議会だより」の配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法の改正により、選挙権が18歳以上に引き下げられた。(平成28年6月19日施行) ※有権者数：全国で約240万人増、県内で約57,000人増 「県議会だより」は、新聞折り込みにより、全戸に配布されている。(新聞折り込み数：953,050部) 	<ul style="list-style-type: none"> 大学への配布：10都県で実施 短期大学への配布：8県で実施 高等学校への配布：13都県で実施
<p>(2) 生徒の議会傍聴の受入れ促進</p> <p>※議会基本条例第19条</p> <p>県民の参画の推進</p> <p>議会基本条例第21条</p> <p>広報広聴活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学生以上は、議会の傍聴が可能であるが、中学生・高校生の傍聴はほとんどない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。(傍聴規則第10条第4項) </div> <ul style="list-style-type: none"> 実施手法について、今後、教育庁と連携して検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生等の団体傍聴受け入れ：21府県
<p>3 広報機能の充実・見直し</p> <p>(1) 「県議会だより」の広報レベルの維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県議会の「県議会だより」は、質・量ともに、全国の中でも充実した広報紙との評価を得ている。 シーリングにより予算が削減基調にある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・年4回発行。タブロイド判・8頁(1定のみ12頁) (2754百万円 2654百万円2553百万円2457百万円2364百万円) ※第1回定例会後に発行される「県議会だより」は、県広報誌と重複する情報(予算の状況)あり。 </div>	<p>(広報紙の発行)</p> <p>①議会独自で発行：35都府県</p> <p>②執行部の広報紙に掲載：8道府県</p> <p>※うち、3県が独自広報紙も発行</p>
<p>(2) ラジオ広報の見直し</p> <p>※議会基本条例第21条</p> <p>広報広聴活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年3回実施している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・各会派代表座談会2回、新議長インタビュー1回 (271,023千円 261,023千円 25995千円) </div> <ul style="list-style-type: none"> 放送時間帯：18:00～21:00(座談会45分、インタビュー15分) インターネット環境の進展等を踏まえた対応が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報：13県で実施

IV その他

項 目	現 況・課 題	他県の状況等																							
<p>1 議会事務局の機能強化（人材育成分野）</p> <p>(1) 職員定数</p>	<p>・行財政改革のため全庁的に職員定数の削減が行われており，議会事務局も対象とされている。</p> <p><削減状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 庁</td> <td>現員数</td> <td>4,841</td> <td>4,799</td> <td>4,769</td> </tr> <tr> <td>削減数</td> <td>—</td> <td>▲42</td> <td>▲30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局</td> <td>現員数</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>削減数</td> <td>—</td> <td>▲1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			H24	H25	H26	全 庁	現員数	4,841	4,799	4,769	削減数	—	▲42	▲30	事務局	現員数	41	40	40	削減数	—	▲1	0	<p>・13 府県において定数削減の対象外となっている。</p>
		H24	H25	H26																					
全 庁	現員数	4,841	4,799	4,769																					
	削減数	—	▲42	▲30																					
事務局	現員数	41	40	40																					
	削減数	—	▲1	0																					
<p>(2) 専門職員の配置</p>	<p>・平成 17 年度から政策法務担当職員（法務主査）を政務調査課に 1 人配置している。</p> <p>・平成 27 年度は法務主査を含め，3 人で議員提出政策条例の立案補助等を担当</p> <p>・平成 23 年度から土木職職員を政務調査課に 1 人配置している。 担当業務：土木企業委員会所管事項の調査，情報収集に関する こと 等</p>	<p>・39 都道府県で政策法務担当職員を配置 福岡県：次長級の法務監を配置（政策条例，訴訟などを担当）</p> <p>・7 県で専門職の職員を配置</p>																							
<p>(3) 勤続年数等に配慮した職員配置</p>	<p>・事務局職員の平均勤続年数は 2.7 年（平成 27 年度）</p> <p><過去 5 年の平均勤続年数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>・勤続年数や異動ローテーションに配慮する必要がある。</p>	H23	H24	H25	H26	H27	2.2	2.2	2.2	2.4	2.7	<p>・平均勤続年数を階層別に見ると，係長級以下は長い傾向にある。</p> <p>・議員との信頼関係が重要であるので在籍期間を長めにしている（福井県）。</p> <p>・職員の配置にあたって過去の事務局経験の有無を考慮している県が多い（群馬県外 11 県）。</p>													
H23	H24	H25	H26	H27																					
2.2	2.2	2.2	2.4	2.7																					